

済生会滋賀県病院公告第7号

一般競争入札の実施について  
(物品管理及び薬剤部補助業務委託)

令和8年度からの物品管理及び薬剤部補助業務委託業者を選定するにあたり、一般競争入札を行う。

社会福祉法人<sup>思賜</sup><sub>財団</sub>済生会経理規程第66条及び社会福祉法人<sup>思賜</sup><sub>財団</sub>済生会契約手続要領第3条の規定により公告する。

公告日 令和8年3月10日(火)

社会福祉法人<sup>思賜</sup><sub>財団</sub>済生会滋賀県病院  
院長 三木 恒治

1. 委託事業名

済生会滋賀県病院 物品管理及び薬剤部補助業務委託

2. 事業内容

済生会滋賀県病院物品管理及び薬剤部補助業務委託仕様書のとおり

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4. 契約の相手方の決定方法

最低価格落札方式による一般競争入札により選考を行う。予定価格を越えなかった参加者の中から、最低金額を提示した落札業者を決定する。

5. 担当部署

済生会滋賀県病院 資材課

〒520-3046 滋賀県栗東市大橋二丁目4-1

TEL : 077-552-1221 FAX : 077-553-8259

但し、土・日曜日、祝日以外の9時から16時までの時間に限る。

E-Mail [arai-h@saiseikai-shiga.jp](mailto:arai-h@saiseikai-shiga.jp)

## 6. 参加資格要件

選考に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 物品管理業務については、過去3年間において病床数300床以上の総合病院で同様の請負契約を24ヶ月以上継続して行った実績を2件以上有すること。
- (2) 手術部物品管理業務については、過去3年間において病床数300床以上の総合病院で同様の請負契約を12ヶ月以上継続して行った実績を2件以上有すること。
- (3) 薬剤補助業務については、過去3年間において病床数300床以上の総合病院で同様の請負契約を12ヶ月以上継続して行った実績を1件以上有すること。
- (4) 滋賀県及び滋賀県内の市町村から指名停止措置を受けていない者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

## 7. 参加資格確認

参加資格の確認のための提出書類は次のとおりとする。

### (1) 提出書類

参加資格確認申請書（様式4号）

### (2) 添付書類

- ① 類似業務の実績報告書（様式2号）
- ② 会社の概要説明書（様式3号）
- ③ 納税証明書（「法人税」「消費税及び地方消費税」）

### (3) 受付期間

公示日から令和8年3月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時00分から午後5時00分まで

### (4) 提出部数

各1部

### (5) 提出先

5.に同じ。

### (6) 提出方法

直接持参及び郵送可とする。但し、郵送による場合は受付期間最終日の16時までまでに必着のこととする。

### (7) 一般競争入札参加資格の確認結果

参加資格確認通知書は、令和8年3月18日（水）付けで申請者宛にFAX送信または手渡しを行う。

- (8) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (9) 申請書等に虚偽の記載をしたものは入札に参加できない。

## 8. 仕様書の配布

### (1) 配布期間

公示日から令和8年3月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く  
毎日の午前9時00分から午後5時00分まで

### (2) 配布場所

5.に同じ。

## 9. 質疑

質疑については、「FAX 質問用紙（一般競争入札用）」により提出することとする。

- (1) 受付期間：令和8年3月18日（水）16時まで
- (2) 提出先：5.に同じ。
- (3) 提出方法：FAX
- (4) 回 答：FAX
- (5) 回答期日：令和8年3月19日（木）

## 10. 入札及び開札

### (1) 入札・開札

- ①日 時：令和8年3月25日（水） 10時30分
- ②場 所：済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール3

### (2) 入札事項

- ①入札は、社会福祉法人<sup>財団</sup>済生会契約手続要領の規定に従い行う。
- ②入札開始後、入札会場に到着した者は、入札に参加できない。
- ③入札書は、別紙様式を使用すること。
- ④入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総価の110分の100に相当する金額を記載するものとする。
- ⑤入札金額は、仕様書により算出すること。

## 11. 落札者の決定

- (1) 予定価格以下で、最低価格落札方式をもって行い、1位の者を落札者に決定する。
- (2) 落札者となるべき同金額の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格以下の入札がない場合については、最低価格の者から順次随意契約の話し合いを実施する。

## 12. 入札の無効

次のいずれかに該当した場合は、入札を無効とすることができる。落札決定後または契

約締結後に違反が判明した場合も無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合
- (3) 入札の際、談合その他不正な行為があったと認められる場合

### 13. 契約保証金

免除

### 14. 契約の締結

- (1) 決定した落札者と済生会滋賀県病院が協議し、委託業務内容を確定させた上で契約を締結する。
- (2) 落札者と済生会滋賀県病院との間で協議が不調となった場合や提案に虚偽、不正または違反が認められた場合は、次点者と協議し、契約を締結する場合がある。

### 15. 契約の解除

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。
  - ① 契約期間内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められる場合
  - ② 契約の履行について、不正な行為があった場合
  - ③ 前号に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反した場合

### 16. その他

- ・ 提出書類は、必要に応じて複製することがある。

### ※問い合わせ先

済生会滋賀県病院 資材課 荒井 久夫

TEL : 077-552-1221